

愛媛大学総合情報メディアセンターに置く部会に関する内規

平成 23 年 6 月 15 日  
総合情報メディア  
センター会議決定

(設置)

第1条 愛媛大学総合情報メディアセンター規則（以下「センター規則」という。）第7条第1項の規定に基づき、愛媛大学総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）に次の部会を置く。

- (1) 第1部会「システム最適化部会」
- (2) 第2部会「情報資源・セキュリティ管理部会」
- (3) 第3部会「eラーニング推進検討部会」

(組織)

第2条 各部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部会長
  - (2) 部会委員 若干人
- 2 部会長は、センター規則第5条第1項第2号に規定するセンター員のうちからセンター長が指名する。
  - 3 部会委員は本学職員のうちから、部会長が推薦し、センター長が当該職員の所属する部局の長の同意を得て委嘱する。
  - 4 部会長及び部会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(部会長)

第3条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(事務)

第4条 部会の事務は、研究支援部総合情報メディアセンター事務課において処理する。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成23年6月15日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に任命される第2条第1項の部会長及び部会委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。